

裁決書

審査請求人

審査請求人代理人

処分庁 坂出市福祉事務所長

審査請求人が平成30年6月7日に提起した処分庁による平成30年3月9日第3555号生活保護変更決定（以下「処分①」という。）、平成30年3月9日第3554号生活保護変更決定（以下「処分②」という。）及び平成30年3月12日第3557号生活保護変更決定（以下「処分③」という。）に関する審査請求（生活保護変更決定処分取消請求事件（平成30年健康第2号）。以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主文

本件審査請求に係る処分を取り消す。

第1 事案の概要

- 1 平成25年4月8日、審査請求人（以下「請求人」という。）は、生活保護の受給を開始した。
- 2 平成30年2月6日、処分庁は、請求人に関して実施した金融機関への預貯金調査（以下「本件預貯金調査」という。）により、[REDACTED]の請求人名義の口座において、平成29年3月から同年12月までの間に、A氏又はB氏の名前で、合計[REDACTED]回、合計[REDACTED]円（内訳は、A氏の名前で[REDACTED]回計[REDACTED]円、B氏の名前で[REDACTED]回計[REDACTED]円。）の入金があったことを確認した。
さらに、平成30年2月15日、処分庁は、本件預貯金調査により、香川銀行の請求人名義の口座において、平成28年1月7日にC社の名前で[REDACTED]円の入金

があったことを確認した。

そして、これら入金額の合計 [REDACTED] 円は、いずれも、請求人から処分庁に対して未申告のものであった。

3 平成 30 年 3 月 7 日、処分庁は、当該 [REDACTED] 円を未申告の仕送り収入と認定し、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 78 条第 1 項の規定により、請求人に対して、支給済みの生活保護費から当該未申告の収入と同額を徴収することとする費用返還処分（以下「当初判明分返還処分」という。）を行った。

なお、当該返還の実施に当たっては、同月 9 日、請求人から一括で返還することができない旨の申出があったため、処分庁は、分割返還を認め、同年 4 月の生活保護費から分割して返還させることとした。（同月分は [REDACTED] 円を、同年 5 月分からは毎月 [REDACTED] 円を返還）

4 さらに、上記の未申告収入に加えて、同日、請求人から処分庁に対して、上記 [REDACTED] 円以外にも未申告の収入がある旨の申告があった。

請求人が提示した請求人名義の通帳によると、本件預貯金調査の対象期間後の [REDACTED] の口座においては A 氏の名前で同年 2 月 9 日に [REDACTED] 円（以下「2 月分未申告入金」という。）の入金が、また、本件預貯金調査の対象外であった [REDACTED] の口座においては D 氏の名前で同年 3 月 2 日に [REDACTED] 円（以下「3 月分未申告入金」という。）の入金があり、いずれも、請求人から処分庁に対して未申告のものであった。

このため、処分庁は、同月 9 日付けで、2 月分未申告入金については同年 2 月分生活保護費において [REDACTED] 円を収入認定して同月分の生活扶助支給額から同額を減じることとする処分①を、3 月分未申告入金については同年 3 月分生活保護費において [REDACTED] 円を収入認定して同月分の生活扶助支給額から同額を減じることとする処分②を、法第 25 条第 2 項により、それぞれ行った上で、同年 2 月分生活保護費及び同年 3 月分生活保護費とも支給済みであることから、同月 12 日付けで、処分③により、処分①及び処分②による減額措置を同年 4 月分の生活保護費の支給において行うこととする繰越認定をし、冬季が終了することによる冬季加算の減額措置などと併せて、生活保護変更決定を行った。

5 同年 6 月 7 日、請求人は、処分①、処分②及び処分③に不服があるとして、香川県知事に対して本件審査請求を行った。

6 平成 30 年 6 月 13 日、香川県知事は、本件審査請求の審理手続を担当する審理員 2 名を指名し、平成 31 年 4 月 1 日、人事異動に伴い、前記 2 名の審理員の指名を取消し、後任の審理員 2 名を指名した。その後、審理員から、令和元年 11 月 25 日付けで、本件審査請求を棄却するのが相当である旨の審理員意見書の提出を受けた。

7 令和元年 12 月 3 日、香川県知事は、香川県行政不服審査会に対し、本件審査請求を棄却すべきであるとして諮詢し、同審査会から、令和 2 年 2 月 10 日付け

で、本件審査請求に係る処分は取り消されるべきであり、諮詢に係る判断は妥当とはいえない旨の答申を受けた。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 請求人の主張

請求人は、概ね次のとおり主張し、処分①、処分②及び処分③の取消しを求めている。

(1) 収入認定された2月分未申告入金及び3月分未申告入金（以下「本件未申告入金」という。）は、請求人が知人を介して██████████をしていた者（A氏及びD氏）のための██████████に充てられた。

なお、請求人自身は、A氏らとは連絡をとったことがなく、面識もない。

(2) 本件未申告入金は、収入認定すべき収入ではない。

収入認定すべき収入に当たるというには、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるものであることから（法第4条第1項）、その金銭を得たことにより、被保護者の最低限度の生活の維持のために活用可能な資産が増加したといえることが必要である。

本件では、請求人が受け取っていたのは、仕送りではなく、██████████である。

したがって、請求人の最低限度の生活の維持のために活用可能な資産は増加しておらず、収入認定すべき収入にはあたらない。

本件未申告入金の額よりも██████████の方が多いが、██████████ため、██████████である。

よって、処分①及び処分②は、誤った収入認定に基づくものであるから、違法又は不当であり、取り消されるべきである。

(3) 処分③に係る生活保護変更通知書によると、「繰越認定」、「法78条返還金の認定」がされており、その金額については、請求人に支給がされないこととなっている。

「繰越認定」は、誤った収入認定に基づいてされた処分①及び処分②を平成30年4月5日の支給額に反映させるためのものである。

したがって、処分③は、違法又は不当な処分であるから取り消されるべきである。

なお、「法78条返還金」とは、誤った収入認定に基づいてされた当初判明分返還処分に基づくものであるが、当該処分については、██████████に対して別途の審査請求を行っていることを申し添える。

(4) 処分庁は、保護の変更の処分をする際には、その理由を書面をもって、請求人に通知しなければならない（法第25条第2項、第24条第4項）。

保護の変更を含む不利益処分に理由付記が求められる趣旨は、処分庁の判断の慎重、合理性を担保して、その恣意を抑制するとともに、処分の理由を相手方に知らせることにより、相手方の不服申立てに便宜を与えることにある。したがって、理由付記の程度は、いかなる事実関係について、いかなる法規を適用して当該処分を行ったかが、その記載自体から分かるものでなければならない。

処分①、処分②及び処分③の通知においては、保護変更理由が「仕送りの収入認定により」、「法78条返還金の認定」、「繰越認定」等、極めて簡潔にしか示されておらず、その記載からは、いかなる事実関係が問題とされたかが判然とせず、いかなる法規を適用したかについても記載されていない。

被処分者に対して、書面を交付するとともに、面談等で理由を分かりやすく説明することは重要であるが、法があえて処分の理由を書面によって通知しなければならないと規定していることから、その書面の記載自体が、いかなる事実関係について、いかなる法規を適用して当該処分を行ったかが分かるものでなければならぬと解すべきである。

処分①、処分②及び処分③には理由付記の不備があり、違法又は不当であるから、取り消させるべきである。

2 処分庁の主張

処分庁は、概ね次のとおり主張し、本件審査請求の棄却を求めている。

(1) 法第61条では「被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があったときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない。」と定めており、収入の原因に関わらず、全ての収入を申告する義務があり、収入として判断するかどうかは請求人が判断するものではなく、保護の実施機関が判断すべきものである。

(2) 請求人は「[REDACTED]」

[REDACTED]である旨を主張しているが、A氏らに[REDACTED]や、A氏らが[REDACTED]について、請求人から挙証資料の提出はなされていない。

本件未申告入金の使途を「[REDACTED]

[REDACTED]と主張するのであれば、[REDACTED]との[REDACTED]又は[REDACTED]との[REDACTED]、実際の[REDACTED]並びに[REDACTED]、[REDACTED]及び[REDACTED]を明らかにするもの等、客観的に請求人のものではないと主張するに値する挙証資料を請求人が提出すべきであるが、それらの資料の提出もない。現実に収入が増加しているのであるから、すべて収入として認定すべきである。

(3) 理由付記については、生活保護法第 24 条において、「変更の理由を付さなければならない」と定めてある。本件生活保護変更決定通知書には「仕送り収入未申告分」という記載であるが、請求人に対して、詳細な理由を分かりやすい言葉で説明しているとともに、その後も面談や電話対応で、この件に関する問い合わせにも丁寧に回答し、請求人に対して理解しているか確認しており、費用返還通知書の処分内容は伝わっていると判断している。

第3 理由

1 本件に係る法令等の規定について

(1) 被保護者の収入に関しては、法第 24 条第 1 項第 4 号により、保護の開始の申請の際には収入の状況を記載した申請書を保護の実施機関（以下「実施機関」という。）に提出しなければならないこととされているとともに、法第 61 条により、被保護者は、収入について変動があったときはすみやかに実施機関に届け出なければならないこととされている。

(2) 法における収入の認定に関しては、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 36 年 4 月 1 日厚生省発社第 123 号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第 8 においては、先ず、「就労に伴う収入」と「就労に伴う収入以外の収入」とに分けられ、このうち「就労に伴う収入以外の収入」については、さらに 4 つの区分（ア：恩給、年金等の収入、イ：仕送り、贈与等による収入、ウ：財産収入、エ：その他の収入）に分けられる。

そして、これら 4 区分のうち、「イ：仕送り、贈与等による収入」に関しては、次のように定められている。（次官通知第 8-3-(2)-イ）

（ア）他からの仕送り、贈与等による金銭であって社会通念上収入として認定することを適當としないもののほかは、すべて認定すること。

（イ）他からの仕送り、贈与等による主食、野菜又は魚介は、その仕送り、贈与等を受けた量について、農業収入又は農業以外の事業収入の認定の例により金銭に換算した額を認定すること。

（ウ）（ア）又は（イ）の収入を得るために必要な経費としてこれを受領するための交通費等を必要とする場合は、その実際必要額を認定すること。

なお、4 区分のうち「エ：その他の収入」については、次のように定められている。（次官通知第 8-3-(2)-エ）

（ア）地方公共団体又はその長が年末等の時期に支給する金銭（…略…）については、その額が世帯合算額 8,000 円（月額）をこえる場合、そのこえる額を収入として認定すること。

（イ）不動産又は動産の処分による収入、保険金その他の臨時の収入（…略…）については、その額（…略…）が、世帯合算額 8,000 円（月

額)をこえる場合、そのこえる額を収入として認定すること。

(3) また、次官通知では、収入として認定しないものとして、次の収入が定められている。(次官通知第8-3-(3))

- ア・社会事業団体その他(地方公共団体及びその長を除く。)から被保護者に対して臨時的に恵与された慈善的性質を有する金銭であって、社会通念上収入として認定することが適当でないもの
- イ・出産、就職、結婚、葬祭等に際して贈与される金銭であって、社会通念上収入として認定することが適当でないもの
- ウ・他法、他施策等により貸し付けられる資金のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額
- エ・自立更生を目的として恵与される金銭のうち当該被保護世帯の自立更生のためにあてられる額
- オ・災害等によって損害を受けたことにより臨時的に受ける補償金、保険金又は見舞金のうち当該被保護世帯の自立更生のためにあてられる額
- カ・保護の実施機関の指導又は指示により、動産又は不動産を売却して得た金銭のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額
- キ・死亡を支給事由として臨時に受ける保険金(オに該当するものを除く。)のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額
- ク・高等学校等で就学しながら保護を受けることができるものとされた者の収入のうち、次に掲げるもの(ウからキまでに該当するものを除く。)

※次に掲げるもの: 略

- ケ・心身障害児(者)、老人等社会生活を営むうえで特に社会的な障害を有する者の福祉を図るため、地方公共団体又はその長が条例等に基づき定期的に支給する金銭のうち支給対象者一人につき8,000円以内の額(月額)
- コ・独立行政法人福祉医療機構法第12条第1項第10号に規定する心身障害者扶養共済制度により地方公共団体から支給される年金
- サ・地方公共団体又はその長から国民の祝日たる敬老の日又は子供の日の行事の一環として支給される金銭
- シ・現に義務教育を受けている児童が就労して得た収入であって、収入として認定することが適當でないもの
- ス・戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金又は戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法による特別弔慰金
- セ・未帰還者に関する特別措置法による弔慰料(同一世帯内に同一の者につき2を受けることができる者がある場合を除く。)
- ソ・原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律により支給される医療特別手当のうち37,100円並びに同法により支給される原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当及び葬祭料
- タ・戦没者等の妻に対する特別給付金支給法、戦傷病者等の妻に対する特

別給付金支給法又は戦没者の父母等に対する特別給付金支給法により交付される国債の償還金

チ、公害健康被害の補償等に関する法律により支給される療養手当及び同法により支給される次に掲げる補償給付ごとに次に定める額

※次に掲げるもの：略

2 処分①、処分②及び処分③について

請求人は、「収入認定された本件未申告入金は、請求人が知人を介して[REDACTED]（A氏及びD氏）のための[REDACTED]に充てられており、請求人が受け取っていたのは、仕送りではなく、[REDACTED]であり、本件未申告入金の額よりも[REDACTED]が、[REDACTED]ため、[REDACTED]であるから、請求人の最低限度の生活の維持のために活用可能な資産は増加しておらず、収入認定すべき収入にはあたらない。」旨を主張しているが、当該主張に係る挙証書類については、処分庁から指示しているが、請求人は、提出していない。

本件審査請求において証拠として請求人から提出のあった[REDACTED]等の写しによっても、請求先が請求人であることや、[REDACTED]が確認できるにとどまる。

また、請求人名義の金融機関の通帳の写しより、A氏又はD氏の名前による本件未申告入金があったことは確認できるが、「そのA氏又はD氏が[REDACTED]や、「[REDACTED]」、また、「[REDACTED]」などの請求人の主張を客観的に証明する証拠は示されていない。

加えて、請求人は、「A氏らとは連絡をとったことがなく、面識もない」との主張をしている。

以上のことから、請求人の主張を事実であると判断する理由がないと判断され、かかる本件未申告入金について、処分庁が、仕送りとして収入認定を行ったことは、次官通知を踏まえても、違法又は不当な判断とは認められないことから、処分①、処分②又は処分③による本件未申告入金の額相当の減額について、違法又は不当な点はないものと判断される。

3 理由の提示について

法第29条の2の規定により、法第25条第2項の規定による保護の変更処分については、行政手続法（平成5年法律第88号）第14条の規定が適用され、同条第1項本文では、行政庁は、「不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない」とされており、同条第3項では、「不利益処分を書面でするとき」は、当該処分の理由は「書面により示さなければならない」とされている。

同条の規定に基づく不利益処分の理由の提示の趣旨は、処分庁の「判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を名宛人に知らせて不服の申立てに便宜を与える」ことにあり、不利益処分の理由の提示を欠く場合においては、処分自体の取消しを免れないものとされている（最高裁昭和38年5月31日第二小法廷判決、最高裁平成23年6月7日第三小法廷判決）。

また、不利益処分の理由の提示の程度は、「当該処分の根拠法令の規定内容、当該処分に係る処分基準の存否及び内容並びに公表の有無、当該処分の性質及び内容、当該処分の原因となる事実関係の内容等を総合考慮してこれを決定すべき」（前記最高裁平成23年6月7日判決）であつて、当該処分がいかなる事実関係に基づいていかなる法規を適用して行われたかを、相手方においてその記載自体から了知し得るものでなければならず、単に当該処分の根拠規定を示すだけでは、それによって当該規定の適用の基礎となつた事実関係を当然知りうるような場合を除き、理由の提示として十分でないとされている（最高裁昭和60年1月22日第三小法廷判決）。

これを本件審査請求に係る処分についてみると、いずれも生活保護変更通知書の様式により、保護変更理由として、処分①及び処分②にあっては「仕送りの収入認定により」と記載し、処分③については他の変更理由も併せて箇条書きにする形で「基準改定および冬季加算削除により」、「仕送りの収入認定削除により」、「繰越認定により」及び「法78条返還金の認定」と記載されており、これをもつていかなる事実関係に基づいて生活保護の変更をしたのかを了知し得ると認めるのは困難であるといわざるを得ず、行政手続法第14条による理由の提示としては不十分であると認められる。

同条は、処分をする際に、書面をもって理由を示すことを規定していることから、面談や電話対応による口頭での説明が行われたとしても、この要件を充足するものではない。

したがって、本件審査請求に係る処分は、理由の提示の点で瑕疵があり、違法であると言わざるを得ない。

第4 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由の提示の点で理由があると認められるため、行政不服審査法第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和2年3月10日

審査官 香川県知事 浜田 恵造

